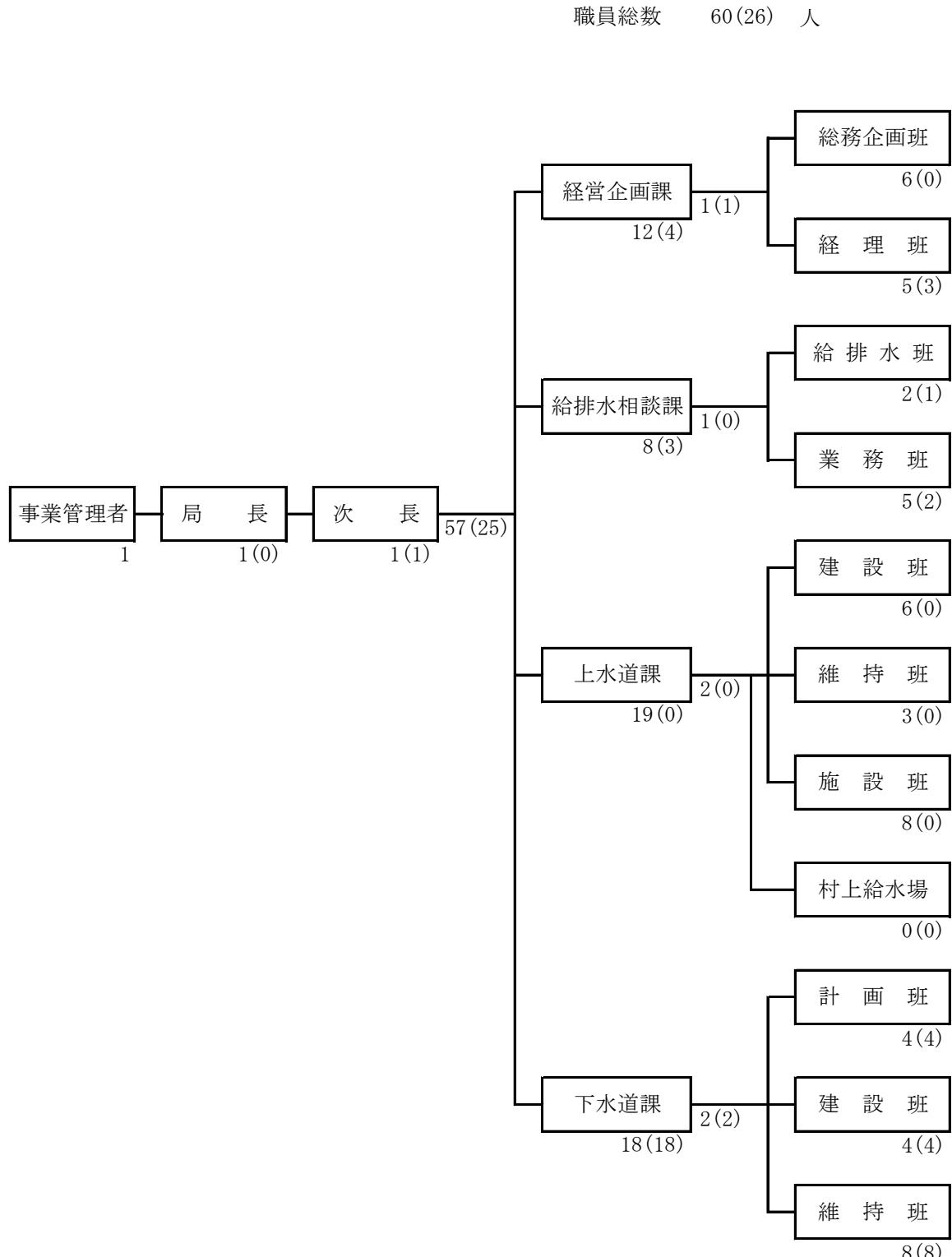


第1章 機構・組織

I 機 構 · 組 織

1 組織図 (令和7年3月31日現在)



(注1) 職員総数は水道事業会計及び公共下水道事業会計から支弁される職員数。

() は公共下水道事業会計から支弁される職員数で内数。

事業管理者は水道事業会計及び公共下水道事業会計の双方から支弁。

(注2) 短時間勤務職員は除く。

(注3) 課の人数は、課長・主幹を含む。

(注4) 平成28年4月1日に組織改正

2 職員構成

(1) 事業別職員配置状況（令和7年3月31日現在）

(単位：人)

区分	所属	合計	事業管理者	局長	次長	経営企画課	給排水相談課			上水道課	建設班				下水道課	計画班	建設班	維持班		
							総務企画班	経理班	給排水班		業務班	維持班	施設班	村上給水場						
総合計		60	1	1	1	12	6	5	8	2	5	19	6	3	8		18	4	4	8
事業管理者		1	1																	
水道事業	局長	1		1																
	次長																			
	課長	2							1			1								
	場長	(1)										(1)								
	主幹	1										1								
	副主幹	2					1	1				1			1					
	技能副主幹																			
	主査	3							1	1		2	1		1					
	技能主査																			
	労務主査																			
	主査補	12					4	4		2		2	6	1	3	2				
	主任主事	3						1		1		1	1	1						
	主任技師	2											2	1		1				
	主任技能士																			
	主任労務士																			
	主事	4						2	1	1				2			2			
	技師	3											3	2		1				
	技能士																			
	水道事業計	33		1		8	6	2	5	1	3	19	6	3	8					
公共下水道事業	局長																			
	次長	1			1															
	課長	2					1									1				
	主幹	1														1				
	副主幹	3								1	1					2	1	1	1	
	技能副主幹																			
	労務副主幹																			
	主査	3					1		1	1	1					1			1	
	技能主査	2														2			2	
	労務主査																			
	主査補	5					1		1							4	1	1	2	
	主任主事	2								1	1					1	1			
	主任技師	3														3	1	2		
	主任技能士																			
	主任労務士	1														1			1	
	主事	2					1		1							1			1	
	技師	1														1			1	
	技能士																			
	公共下水道事業計	26				1	4		3	3	1	2				18	4	4	8	

(注1) 事業管理者の給与等は水道事業会計と公共下水道事業会計の双方で負担している。

(注2) 短時間勤務職員は除く。

(注3) 水道事業の場長は上水道課長と兼ねる。

3 事務分掌

課名	事務
経営企画課	<p>1 事業経営の基本計画の策定及び総合調整に関すること。</p> <p>2 事業に係る調査及び統計に関すること。</p> <p>3 事業経営の分析及び改善に関すること。</p> <p>4 局内の連絡調整に関すること。</p> <p>5 組織及び職制に関すること。</p> <p>6 条例、管理規程等の制定改廃の審査及び公示に関すること。</p> <p>7 予算の編成、統制及び執行管理に関すること。</p> <p>8 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>9 庁舎内外の維持管理に関すること。</p> <p>10 広報広聴に関すること。</p> <p>11 上下水道事業運営審議会に関すること。</p> <p>12 文書事務の総括に関すること。</p> <p>13 公印の管守に関すること。</p> <p>14 職員の人事、給与、服務、福利厚生及び研修に関すること。</p> <p>15 職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>16 職員労働組合に関すること。</p> <p>17 職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>18 工事請負、物品購入等の入札及び契約に関すること。</p> <p>19 工事の検査に関すること。</p> <p>20 課の備品、車両、機械器具等の維持管理に関すること。</p> <p>21 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>22 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p>23 会計書類の審査及び保管に関すること。</p> <p>24 固定資産の取得及び処分の統括に関すること。</p> <p>25 固定資産台帳の整備に関すること。</p> <p>26 資金の計画及び運用に関すること。</p> <p>27 業務状況の報告に関すること。</p> <p>28 計理状況の報告及び出納検査に関すること。</p> <p>29 たな卸資産の管理に関すること。</p> <p>30 決算の調整に関すること。</p> <p>31 庶務に関すること。</p>
給排水相談課	<p>1 給水装置工事及び排水設備等工事の受付に関すること。</p> <p>2 給水装置工事及び排水設備等工事の設計審査に関すること。</p> <p>3 開発行為等に係る給排水の調整協議及び指導に関すること。</p> <p>4 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること。</p> <p>5 指定排水設備工事事業者及び下水道排水設備工事責任技術者に関すること。</p> <p>6 宅地内の漏水調査及び防止に関すること。</p> <p>7 給水装置及び排水設備等に係る器具及び材料に関すること。</p> <p>8 給水装置工事及び排水設備等工事に係る道路占用に関すること。</p> <p>9 給水装置工事及び排水設備等工事の施行及び検査に関すること。</p>

課名	事務
給排水相談課	<p>10 水道メータの交換に関すること。</p> <p>11 水道メータの出納及び保管に関すること。</p> <p>12 受贈水道メータ等の収受に関すること。</p> <p>13 給水装置台帳及び排水設備等台帳の管理に関すること。</p> <p>14 課の備品、車両、機械器具等の維持管理に関すること。</p> <p>15 給水開始、中止、廃止等の受付に関すること。</p> <p>16 使用水量及び排除汚水量の計量及び調定に関すること。</p> <p>17 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。</p> <p>18 水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関すること。</p> <p>19 給水停止に関すること。</p> <p>20 水道料金、下水道使用料、手数料等の不納欠損処分に関すること。</p> <p>21 検針及び収納事務並びに支出事務の委託に関すること。</p> <p>22 排水設備等の普及促進に関すること。</p> <p>23 水洗便所改造資金の貸付けに関すること。</p> <p>24 水道施設整備費に関すること。</p> <p>25 受益者負担金に関すること。</p> <p>26 流域下水道に係る維持管理費負担金に関すること。</p> <p>27 庶務に関すること。</p>
上水道課	<p>1 水道事業の計画に関すること。</p> <p>2 水道施設工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>3 水道施設の工事及び維持管理に伴う補償に関すること。</p> <p>4 水道施設の工事及び維持管理に係る道路占用に関すること。</p> <p>5 開発行為等に係る水道施設の指導及び設計審査に関すること。</p> <p>6 配水管等の受贈に関すること。</p> <p>7 上下水道施設管理マッピングシステムに関すること。</p> <p>8 水道施設の補修及び維持管理に関すること。</p> <p>9 净水場及び給水場の運用及び維持管理の統括に関すること。</p> <p>10 渴水対策に関すること。</p> <p>11 水質検査に関すること。</p> <p>12 水質管理の統括に関すること。</p> <p>13 漏水の調査及び防止に関すること。</p> <p>14 濁り水の対策に関すること。</p> <p>15 維持管理に係る委託業務の監督に関すること。</p> <p>16 災害等緊急時対策用資材の需給計画、出納及び保管に関すること。</p> <p>17 課の備品、車両、機械器具等の維持管理に関すること。</p> <p>18 庶務に関すること。</p>
村上給水場	<p>1 净水場及び給水場の機器の運転操作及び維持管理に関すること。</p> <p>2 净水場及び給水場の機器の運転、点検及び配水量の記録に関すること。</p> <p>3 水質管理に関すること。</p> <p>4 净水場及び給水場の運転管理に係る委託業務の監督に関すること。</p>

課名	事務
下水道課	<p>1 下水道事業の計画に関すること。</p> <p>2 下水道施設工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>3 下水道施設の工事及び維持管理に伴う補償に関すること。</p> <p>4 下水道施設の工事及び維持管理に係る道路占用に関すること。</p> <p>5 開発行為等に係る下水道施設の指導に関すること。</p> <p>6 下水道施設の運用及び維持管理に関すること。</p> <p>7 流域下水道事業の計画及び建設に係る調整協議に関すること。</p> <p>8 下水道台帳の整理保管に関すること。</p> <p>9 公共下水道区域内の公共下水道の接続等に関すること。</p> <p>10 下水道施設用地の取得及び登記に関すること。</p> <p>11 排水規制等に関すること。</p> <p>12 下水道施設の受贈に関すること。</p> <p>13 不明水の調査に関すること。</p> <p>14 維持管理に係る委託業務の監督に関すること。</p> <p>15 災害等緊急時対策用資材の需給計画、出納及び保管に関すること。</p> <p>16 課の備品、車両、機械器具等の維持管理に関すること。</p> <p>17 庶務に関すること。</p>

4 職員給与費等の状況

○水道事業

(単位：円、%)

項目	A	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	A	142,318,176	144,020,563	145,586,259
管理職手当		2,841,600	2,841,600	2,841,600
扶養手当		4,348,625	3,978,663	4,471,260
地域手当		14,476,225	14,710,674	14,783,523
住居手当		3,632,031	2,771,393	2,834,589
手当		4,411,616	4,697,556	4,723,065
通勤手当		100,850	180,400	133,100
特殊勤務手当		14,370,464	10,636,723	10,334,395
時間外勤務手当		0	0	0
管理職員特別勤務手当		35,395,056	37,073,321	38,278,550
期末手当		25,480,840	26,722,599	27,705,054
勤勉手当		2,580,000	2,980,000	3,825,000
児童手当		計	106,592,929	109,930,136
	B	107,637,307		
法定福利費		47,678,467	50,524,212	49,165,102
退職手当組合負担金		18,613,314	18,613,314	15,344,304
計		316,247,264	319,751,018	320,025,801
職員数(人)	C	40	40	40
職員1人当たり給与費 (A+B)/C		6,248,887	6,265,337	6,387,910
職員平均年齢(歳)		42.7	41.8	42.6
水道事業平均勤続年数(年)		5.2	5.6	6.4

○公共下水道事業

(単位：円、%)

項目	A	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	A	98,766,615	100,384,585	109,199,140
管理職手当		2,704,800	2,704,800	2,704,800
扶養手当		3,006,769	3,002,788	3,275,272
地域手当		10,382,968	10,545,576	11,449,885
住居手当		336,000	672,000	1,008,000
手当		1,756,485	1,849,735	1,739,575
通勤手当		217,875	178,750	189,925
特殊勤務手当		7,190,487	4,286,872	4,685,882
時間外勤務手当		0	0	8,000
管理職員特別勤務手当		23,954,018	24,700,821	27,858,942
期末手当		19,084,908	19,814,273	22,732,164
勤勉手当		1,820,000	1,800,000	2,040,000
児童手当		計	69,555,615	77,692,445
	B	70,454,310		
法定福利費		34,466,435	35,621,263	36,701,164
退職手当組合負担金		11,101,395	11,101,395	10,488,916
計		214,788,755	216,662,858	234,081,665
職員数(人)	C	25.8	26.0	27.0
職員1人当たり給与費 (A+B)/C		6,558,951	6,536,162	6,921,911
職員平均年齢(歳)		44.7	44.2	46.0
公共下水道事業平均勤続年数(年)		6.9	7.5	7.0

(注1) 令和2年度より、職員数、給与費等は事業管理者、短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含み、職員平均年齢及び平均勤続年数には事業管理者を含まない。

(注2) 手当に賞与引当金繰入額を含む。(令和6年度水道事業：15,316,127円、公共下水道事業：11,302,808円)

(注3) 法定福利費に法定福利費引当金繰入額を含む。(令和6年度水道事業：2,990,136円、公共下水道事業：2,241,786円)

5 職員数の変遷

(単位：人)

年度\職	特別職	一般職 事務	技術	小計	短時間勤務職員 事務	技術	検針員	集金員	その他	小計	臨時職員	会計年度 雇用職員	合計
昭和43		9	12	21			2			2			23
44		15	12	27			2	3		5	1		33
45		17	15	32			3	1	2	6			38
46		26	14	40			4			4			44
47		34	24	58									58
48		35	27	62									62
49		35	30	65									65
50		37	33	70									70
51		34	39	73							2		75
52		27	39	66									66
53	1	24	40	65									65
54	1	20	44	65									65
55	1	20	44	65									65
56	1	19	44	64									64
57	1	21	43	65									65
58		21	43	64									64
59		20	43	63									63
60		20	43	63									63
61		20	43	63									63
62		18	42	60									60
63	1	18	42	61									61
平成元	1	19	42	62									62
2	1	18	43	62									62
3	1	18	42	61									61
4	1	18	41	60									60
5	1	18	43	62									62
6	1	17	44	62									62
7	1	18	43	62									62
8	1	19	44	64									64
9	1	20	45	66									66
10	1	19	44	64									64
11	1	16	46	63									63
12	1	15	47	63									63
13	1	18	43	62									62
14	1	17	42	60									60
15	1	17	42	60									60
16	1	17	40	58	1						1		59
17	1	19	31	51	1	1					2		53
18	1	39	36	76		4					4		80
19	1	27	43	71	2	2					4		75
20	水道	1	18	25	44	1	2				3		47
	下水道		8	16	24		2				2		26
21	水道	1	18	23	42	1	2				3		45
	下水道		10	14	24		1				1		25
22	水道	1	21	21	43	1	3				4	4	51
	下水道		9	17	26								26
23	水道	1	21	21	43	1	3				4	4	51
	下水道		10	16	26								26
24	水道	1	22	20	43	1	2				3	2	48
	下水道		10	16	26		1						27
25	水道	1	22	17	40	1	3				4	3	47
	下水道		10	14	24		1						25
26	水道	1	21	20	42		3				3	3	48
	下水道		10	13	23	1	2				3		26
27	水道	1	20	20	41		4				4	2	47
	下水道		11	13	24	1	3				4	1	29
28	水道	1	19	21	41		4				4	1	46
	下水道		12	12	24	1	3				4	1	29
29	水道	1	18	19	38		4				4	2	44
	下水道		13	11	24		2				2	1	27
30	水道	1	18	19	38		1				1	2	41
	下水道		13	10	23		1				1	1	25
令和元	水道	1	17	17	35		1				1	2	38
	下水道		14	9	23		2				2	2	27
2	水道	1	13	18	32		1				1		35
	下水道		18	9	27		2				2		30
3	水道	1	18	18	37		1				1		40
	下水道		12	10	22		1				1		24
4	水道	1	17	17	35	1	1				2		34
	下水道		11	13	24								25
5	水道	1	18	16	35	1	1				2		39
	下水道		12	13	25								26
6	水道	1	18	15	34	1	1				2		38
	下水道		12	14	26								27

(注1) 各年度末における職員数を表す。

(注2) 特別職の事業管理者の給与等は水道事業会計と公共下水道事業会計の双方で負担している。

(注3) 平成18年4月1日より公共下水道事業と統合。

